

Pマークニュース

<2013年爽秋号> Vol. 5

(株) トムソンネット

Pマークコンサルティンググループ

2013年爽秋号目次

1. ビッグデータの利活用について
2. シリーズ：Pマーク取得のための勤どころ（その4：リスク認識・分析・対策の方法）
3. Pマーク取得の保険代理店93社を調べました
4. ご存知ですか！「IT資産管理システム」について
5. トムソンネットからのお知らせ

1. ビッグデータの利活用について

「ビッグデータの利活用」が騒がれています。「ビッグデータで街づくり 日本 IBM など 渋滞緩和に活用」(2013.10.6 の日経朝刊一面)、消費者動向分析への応用、災害予知情報への応用、医療活動への応用など様々な分野への利活用が報道されています。「ビッグデータ」の利活用として、「[情報通信技術](#)」の一層の進展により、今日の常識では測れない個人情報の応用分析技術が明日生まれるかもしれません。将来を見越した[個人情報保護法の改正](#)、[JIS規格の改訂](#)、[Pマーク審査基準の抜本改訂](#)が期待されるのですが、Pマーク取得が今より一層難しくなることが懸念されます。

(1) ビッグデータとは

「ビッグデータ」とは、「利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータ、[コンビニエンスストア](#)の購買情報、[カーナビゲーションシステム](#)の走行記録、[医療機関の電子カルテ](#)など、ボリュームが膨大である(数十テラバイトから数ペタバイトの範囲)とともに、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群。」です。

このようなデータが「[情報通信技術](#)」の進展により、生成・収集・蓄積等され、そのデータを目的に沿って分析することが可能・容易になってきているのです。

(2) ビッグデータと個人情報保護

今回は「ビッグデータ」の技術的な側面は別の機会の考察として、「ビッグデータ」を個人情報保護の側面から考えてみます。

「ビッグデータ」には特定の個人情報を識別できない「[個人に関する情報](#)」(パーソナルデータ)も含まれています。例えば、位置情報によって特定される人の名前は不明でも、その情報から当該個人のプライバシー(居場所や移動経路など)を知ることができます。

「個人に関するビッグデータ活用」についての日経リサーチによれば(2013.5.27 日経)、「ビッグデータの活用として企業や行政が個人情報を使うこと」について、「反対」が52%を占めています。その理由として、

- 「しっかり情報が保護されていると思にくい」
- 「知らないところで活用されるのは気持ちが悪い」
- 「個人情報が洩れて不快な思いをした」
- 「少しでも活用されるのは嫌」などが挙げられています。

しかしながら、個人情報保護法では、「**個人に関する情報**」(パーソナルデータ)や「**プライバシー情報**」(個人の私生活上の事実またはそれらしく受け取られる可能性のある情報であって、公知になっていません。私人としての立場に立つと、公開を望まない内容の情報)は、規定されていません。

個人情報保護法は、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により**特定の個人を識別することができるもの**(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」としているからです。

(3) 欧米等における保護の動向

一方、EU や米国では、時代の要請に応じた個人情報保護、プライバシー保護のルールに関する様々な提案が行われています。

経産省の IT 融合フォーラム「パーソナルデータワーキンググループ」の「パーソナルデータ利活用の基礎となる消費者と事業者の信頼関係の構築に向けて」によれば、EU では 2012 年に、「忘れられる権利」や「プライバシー・バイ・デザイン」(プライバシー侵害のリスクを低減するために、システムの開発において事前にプライバシー対策を考慮し、企画から保守段階までのシステムライフサイクルで一貫した取り組みを行うこと)を含む基本的人権の保障としてのデータ保護に関する新たな規則の提案(「EU データ保護規則案」)が発表され、国境を越えたプライバシー・個人情報保護の枠組みの必要性が提唱されています。

また、アメリカでは、同年、オバマ大統領が「アメリカにおける消費者のデータ・プライバシーの枠組み」を公表しています。同枠組みの中で提案された「米国消費者プライバシー権利章典」においては、パーソナルデータが新産業創出の強力なドライバーとなる可能性に触れつつ、消費者が自らの情報をコントロールする必要性に関して触れられており、例えば通信履歴に基づき個々の消費者をターゲットにオンライン広告などの追跡を禁止する(Do Not Track)原則が明記されました。

加えて、OECD においても、プライバシー・ガイドライン(プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告)の見直しも行われています。

更に、シンガポールや中国などアジア各国が個人情報保護法制を強化しています。(日経 2013. 8. 26) シンガポールでは、電話勧誘拒否登録制度の導入、利用同意の撤回可能などを行い、台湾では、法改正して、帰省対象企業を拡大しています。中国では、ネット利用者の情報収集規制、第三者への情報販売の禁止などの規制を導入しています。個人情報保護の範囲にパーソナルデータまで含まれる可能性が高いといわれています。

(4) まとめ

日本においては、こうした状況を踏まえて、経産省の IT 融合フォーラム「パーソナルデータワーキンググループ」が「パーソナルデータ利活用の基礎となる消費者と事業者の信頼関係の構築に向けて」とした報告書がまとめられ、データ取得フェーズにおける「分かり易い表示」「情報提供機関の活用」「証拠者による開示情報の選択」について提言がなされています。

提言のなかで、現行の個人情報保護法の見直し、JIS 規格の見直しが必要であることを合わせ提言しています。現行の個人情報保護法は 1980 年の OECD8 原則を踏まえたものですが、その OECD のガイドラインが今年改訂になっていることを考えると、**早晩、個人情報保護法の改正、JIS 規格の改訂、P マーク審査基準の抜本改訂が見込まれます。**

こうした改訂により欧米等の保護水準に比肩できるものとなることが期待される場所ですが、今より更に精緻により難しくなることは、勘弁してほしいものです。

2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ（その4：リスク認識・分析・対策の方法）

前回は個人情報特定の要領について述べましたが、今回は特定した個人情報のリスクの捉え方についてお話ししたいと思います。

（1）リスク認識

リスクを捉えるには先ず業務内容とそこに存在する個人情報の取扱いの流れを明確化し、個人情報自社に入ってから出ていくまで（いわゆる個人情報のライフサイクル）を明らかにし、そのライフサイクルの局面（取得・入力、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、消去・廃棄）ごとに、想定されるリスクの洗い出しから始めます。このとき業務フロー図などを利用し業務の流れを整理しておくことで以降の作業が行いやすくなります。

なお、ここでいうリスクとは損失の危険性のことをいい、損失は本人の権利利益を中心に、事業者の社会的、経済的価値、ステークホルダーへの影響を含むものです。具体的にJIS Q 15001 では次のようなものを挙げています。

- ・ 漏えい（外に漏れること）
- ・ 滅失（なくなってしまうこと）
- ・ き損（壊れること、正確でなくなること）
- ・ 目的外利用
- ・ 関連する法令、国が定める指針その他の規範への違反
- ・ 想定される経済的な不利益や社会的な信用の失墜の発生
- ・ 本人への影響の発生

リスクを具体的に認識するには、単に漏えいや滅失のリスクがあるとの認識だけでは具体的でなく、誰が、どこで、どのような時に、何をすることにより、どのようなリスクが現実のものとなるかを明らかにすることが必要です。また、上記のとおり法令違反というリスクは個人情報保護における「守る」との観点からだけでは認識できないリスクであり、適切に取扱われないこともリスクとなることに注意します。

（2）リスク分析

こうして認識されたリスクについて、リスクのもととなる原因（脅威）、発生の可能性（脆弱性）と発生した場合の影響を分析・評価して、その対策を検討します。この脅威とは不正行為や個人情報を脅かす事象を指し、物理的（破壊、故障、災害など）、技術的（不正アクセス、盗聴、コンピューターウイルスなど）、人的（誤操作、紛失、不正行為など）脅威に分けることができます。これらの観点から検討、想定をすることで分析・評価の漏れを防ぎます。また、脆弱性とは例えば担当者の誤操作を脅威と捉えた場合、一人の担当者に重要な機器操作を任せていることは脆弱性であり、このような脆弱性を緩和するには複数の担当者同士で操作確認しあうなどが考えられます。

（3）リスク対策

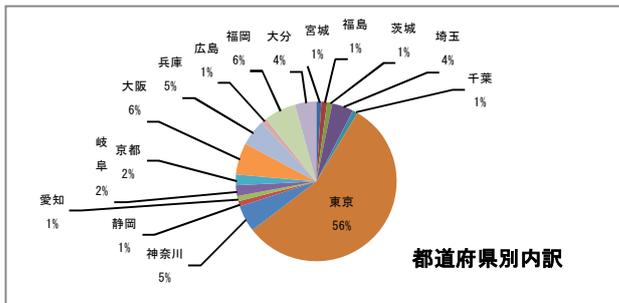
リスクを分析・評価した結果は合理的に対策に反映されなければなりません。この合理的なリスク対策とは、個人情報の取扱いに関するリスクが明確に認識・分析・評価されており、そのリスクに対するさまざまな予防措置を検討して、そのなかで当該事業者が取り得る最良の措置を講じることです。実行できなければ意味がなく、けして予算を度外視した対策を講じることはありません。事業者が取り得るとするのは、さまざまな対策のなかから費用、構築の容易さ、運用の容易さ、効果等の観点から総合的に検討して、事業者自身が最適と判断した対策が実効性等の面からも効率的と考えられるからなのです。なお、リスクへの対策を講じたとしても、全てのリスクがなくなるわけではありません。未対応部分については「残存リスク」として把握し、管理することが重要です。

3. Pマーク取得の保険代理店93社を調べました

平成25年9月末で、JIPDECの資料によれば保険代理店（保険媒介代理業）でPマークを取得している事業者は93社です。この93社について、Pマーク取得代理店のホームページ等を参考に調べてみました。因みに、ホームページを持っている保険代理店は93社中88社（95%）でした。

(1) Pマーク取得保険代理店の全国分布状況

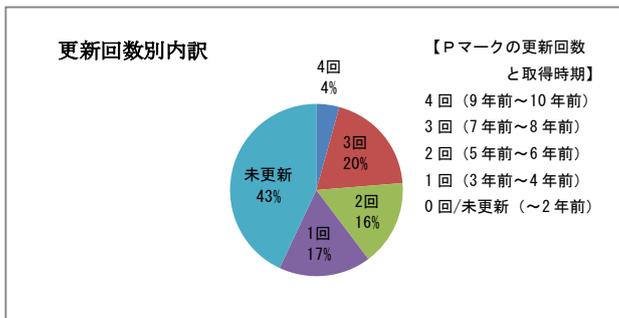
どこの地域（何県）の保険代理店がPマークを取得しているのかを調べました。



東京に本社を持つ会社が全体の半数以上（56%）を占めています。

また、Pマークを取得している保険代理店が、まだ1社もない道県が31あることは、Pマーク取得が全国規模で十分に行き渡っていないことを示すものです。

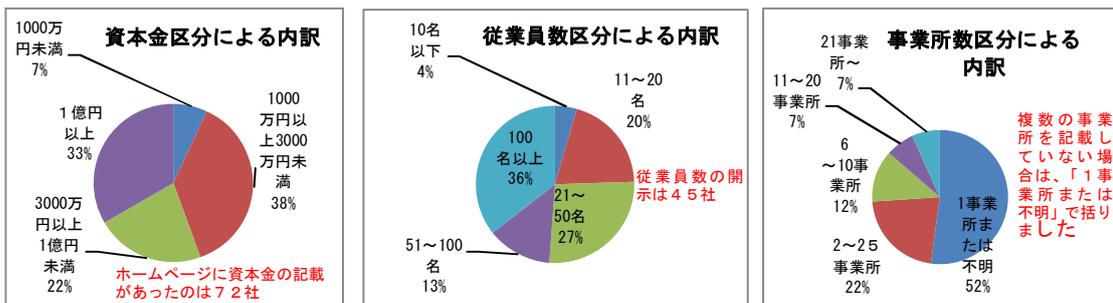
(2) Pマーク更新回数状況（いつPマークを取得したのか）



Pマークの更新は2年毎に行われますので、更新回数をみることで当初の取得時期が分かります。

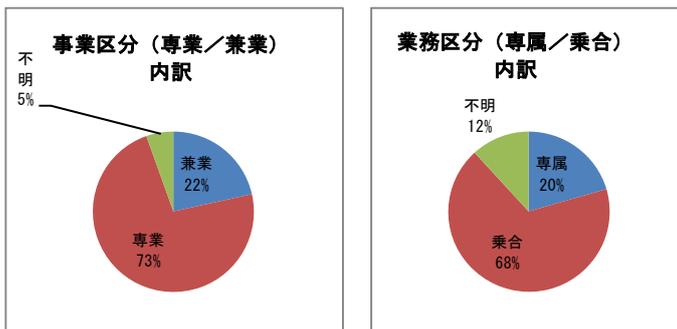
Pマーク取得93社の内、40社（43%）はまだ一度も更新を行っていません。すなわち、ここ2年以内に取得していることを示すもので、最近のPマーク取得の急増振りが窺えます。

(3) Pマーク取得保険代理店の企業規模（資本金／従業員数／事業所数）状況



ホームページ情報に基づく企業規模区分による集計では、上記グラフの割合となり、Pマークの取得は大型保険代理店が主流になっていますが、小規模保険代理店の場合、ホームページに従業員数等の情報が開示されていないケースも多く、実態の割合はもう少し高いものと推測されます。

(4) 事業・業務形態による状況



専業代理店が7割以上を占めていることは理解できるどころです。乗合代理店については、生損保10社以上と乗り合っているところが増えていきます。また専属代理店の19社中アフラック代理店が13社（内11社は平成24年以降の取得）を占めることは特筆されます。

4. ご存知ですか！「IT資産管理システム」について

「IT資産管理システム」は以下のような機能を持ち、これからのシステム管理には不可欠なツールになることが予想されます。また、Pマーク運用を支援するツールとしても有効です。

- ①外からの観察や手作業では困難なシステム状況を「見える化」する。
- ②企業にとって大切な電子化された情報資産を漏洩・改竄等から「保護」する。
- ③システム管理業務や運用を一部システム化して費用を「軽減」させる。

(1) IT資産の把握とシステム運用担当者の負荷軽減策として誕生

多くの企業では保有しているパソコンを台帳に登録するなどして、パソコンの利用者や所在場所等を明らかにして管理しています。しかし、パソコン台数が多くなり、台帳に保有する情報も多くなると、人手でパソコン台帳を最新の状態に保つことは至難の業となります。この問題を系統的に解決しようとして生まれたのが、IT資産管理システムです。

具体的にはネットワークに接続されたパソコン内にパソコンが保有する各種情報を収集するプログラムを配して、パソコンの機器情報やインストールされているソフトの情報を収集して、IT資産管理システム用のサーバーに集め、システムが集めた情報からパソコンの資産台帳やインストールプログラム一覧の表示といった、IT資産状況を「見える化」します。

IT資産管理システムはその後、ネットワークに接続されたパソコンに対して一定のソフトを配信するなど、運用部門のパソコン管理の負荷やコストを「削減する」ことを可能にしたため、パソコンを大量に導入している企業においては必須のツールとして位置付けられるようになりました。

(2) 情報セキュリティ監視ツールとして発展

さらに、平成17年4月に個人情報保護法が施行され、個人情報の保護という観点から企業に対する情報セキュリティの強化が求められるようになりました。これに伴いIT資産管理システムはパソコン上で行われる各種操作について、「情報漏洩の危険のある操作に制限を加える」「情報保護上好ましくない操作には警告を発する」「情報漏洩事故等が発生した時にトレースするために、パソコン操作の証跡を記録する」等々により情報資産を「護る」ことを重要な機能として取り込み、IT資産管理と情報セキュリティ保護機能が統合されたシステムへと発展して現在に至っています。

IT資産管理システムは、現在では多種多様な製品が販売されており、システムによって保有する機能は必ずしも一様ではありませんが、大きくは次の3つの機能を具備しています。

機能区分	具体的な内容	効果
IT資産管理	IT資産管理情報収集／IT資産台帳作成／導入ソフト 版權管理	IT資産の見える化 管理コストの削減
情報セキュリティ 管理	ネットワーク監視（不正PC持ち込み検出）／ アプリケーション監視（不正プログラム検出）／ 電子メール監視／Webアクセス監視／Webフィルタ リング／外部記憶媒体利用監視／印刷監視（印刷枚数） ／ファイルアクセス監視／ファイル暗号化／PC操作ロ グ収集	情報の保護・不正防止 セキュリティ規程遵守 状況の見える化
パソコン運用管理の 効率化	プログラム配信機能／セキュリティパッチ適用／アンケ ート機能／リモートメンテナンス機能	管理コストの削減

(3) 数多くの製品が登場しています

IT資産管理システムの代表的な製品としてはSKYSEA（Sky社）、LanScope（エムオーテックス社）、MaLion3（インターコム社）等々があります。弊社でも導入のアドバイス等を行っておりますので、ご検討の際はご一報下さい。（担当連絡先：SBP本間晋吾／090-2762-4623）

5. トムソンネットからのお知らせ

(1) Pマーク導入説明会のご案内

保険代理店のみなさまが、いざPマークを取得しようとしても、社内文書の何を整備し、どんな体制で、また費用はどのくらい掛かるのか等々、多くの疑問点を持たれることと思います。

そんなみなさまに、弊社ではPマーク取得の手順を分かり易く解説する説明会を開催致します。

説明会は、2時間程度の内容を予定しておりますが、日時・場所さらには説明会の形態（単独か複数社合同で）は、ご希望に応じて実施致しますので、是非、お気軽に下記にご連絡下さい。

(2) 保険代理店業務支援システム導入のお勧め

弊社では、クラウド型オンラインシステムであるSalesforceをベースにした保険代理店向け「業務支援システム」の開発・導入を支援しております。システム化による情報の共有化や業務の効率化は、保険代理店様におかれても大きな課題の一つと思われます。

本システムはクラウド型システムであるため、サーバーなどの購入なしにインターネットが利用出来る環境さえがあれば、すぐに導入して載くことが可能です。

具体的には手書きの営業日報を本システムによって電子化することで、情報の共有化と情報伝達の迅速化を図ることができる等、業務の大きな力となります。

本システムは、以下の基本機能を有しております。

行動予定と実績／TOD管理／業務日報／社内コミュニケーション／お客様カルテ／
顧客情報管理／活動状況・活動実績の統計・分析／社内共有文書管理等々

既に数社の保険代理店様で稼働し、その評価も上々です。

本システムにご興味がある場合は、下記にご連絡をお願い致します。

Pマークについてのご相談は下記で承っております。お気軽にどうぞ！

連絡先 株式会社 トムソンネット(<http://www.tmsn.net/>)

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-18-1 三井ビル 7階

電話 03-3249-9432 FAX03-5259-5835

担当: 岩原 秀雄 TEL 090-5528-1712 喜多 章 TEL 090-5818-8454

神田 順 TEL 080-6669-2035 本間 晋吾 TEL 090-2762-4623

以上